

○ 東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次 前文から第四章まで（現行のとおり） 第五章 雑則（第二十五条―第二十八条） 附則（現行のとおり） 前文（現行のとおり） 第一条から第二十六条まで（現行のとおり） （適用除外） 第二十七条 第十四条の規定は、八王子市の区域については、適用しない。 2 第十四条の二から第十四条の四までの規定は、八王子市長の許可に係る事業に関する報告等については、適用しない。 （委任） 第二十八条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 別表（現行のとおり）</p>	<p>目次 前文から第四章まで（略） 第五章 雑則（第二十五条―第二十七条） 附則（略） 前文（略） 第一条から第二十六条まで（略） （委任） 第二十七条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 別表（略）</p>